

<p>12. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>13. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または企画管理部 (電話: 0 1 2 0 - 9 1 8 - 3 7 1) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所 (電話: 0 1 8 - 8 6 4 - 2 0 3 0) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">仙台弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<p>・満期以後の利息は解約日または書替え継続日における普通貯金利率により計算します</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A あきた白神